

特67

440

神德略述頌略解

014278-000-6

特67-440

神德略述頌略解

藤崎 寅藏/著

M31

ABB-0620



神德畧述頌畧解

神國風儀重神祇



神國とは神の御國といふ義にして、即ち我國は神明の生み成し給ひし御國なり、
 故に我國の風俗として、天地神明を崇敬し、神習ふといふことを、万事につき
 て無上の肝要と爲し來れる甚も尊き事なりといふ義なり

政先神事後自餘

解

されば、我御國に於ては萬機を掌り給ふには、神業を先にし、神事以外、則ち



世上の事柄を後にし給ふといふ義なり

人蒙神恩誰不敬

解

國土万物一として、神明の生し給はぬものなく、殊に神明の人民を愛しみ給ひ幸へ給ふことは、實に廣大不測にして、人皆此の如く神恩を蒙りつゝ有るものなれば、誰か此の神恩を忝けなみて、崇敬せざるものあらんや

聞説豺獺祭獸魚

解

聞き及ぶには、豺や獺のごとき禽獸をとりて常食となす、恐ろしきものと雖も、

獸魚をとりて、神に捧げ、自箇が年中これによりて生活を得るの、恩を謝すといふ義なり

二千八百六十社

延喜聖代官帳書

解

さて其の崇敬すべしといふ神祇は、多數ましますことなれども、世に式内の社と云ふ延喜式神名帳に載せられたるのみにても、爾々の數ありと云ふ意なり

附言 延喜式トハ醍醐天皇ノ御宇、延喜ノ年代ニ成リシ式ノ書ナリ

今謹略述神祇德

授之童蒙勿忽諸

解

神祇の御上の事は甚だ尊嚴にまて、重きものなれば、その御上につきては輕々しく妄なることといひて、却て神明を誣るやうのこと有てはならぬ次第なれども、今謹て、その神祇の御恩徳を述ぶるわけは、せめては其の御厚恩の萬分の一たりとも、御禮返しを爲さむとおもひてなれば、この書を讀むもの亦能く意をめぐらして、粗忽に見過すこと勿れと云ふ義なり

三神在天造化首

解

三神とは、天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神といふ、此の神天に在す、天地陰陽の運行によりて萬物の成り出づるの始めなり

二靈降地群品初

解

二靈とは、伊弉諾尊、伊弉册尊、を云ふ、此の、二神、高天原より此の國に降り賜ひて、万物を生成し給ふ、故に二神万物の御祖なり

天照大神在天上 照臨六合功德渠

解

天照大神は日神、亦は、大日靈貴、とも稱し奉り、此の大御神、高天原に坐しまして、天地四方を照り給ふ、其の御功德の廣大無邊なること如何に尊くましますかと、深く思ひ奉るべきことになむ穴かしこし

進雄安忍治根國

解

素戔鳴尊は、勇悍の御性にして、且、常に泣くことを以て爲事とし給ひしが、これ深き御理由のおはせしことにて、後に月界の大主宰、則ち根の國を治め給ひり

附言 素戔鳴尊ハ天照大御神ノ弟君ニマシマシテ、又ノ御名ハ、月讀命、ト稱ス

八雲神詠詠歌源

解

さて、素戔鳴尊、種々の艱難辛苦を嘗め給ひて、竟に出雲國に到りまして、櫛稻田姫、と御夫婦に御成り遊ばす爲に、清といふ地に宮殿を建て給ふ時に、雲

の起ち上るを見て御歌を讀み給ひしが、其の御歌やがて、三十一文字の始めとなれり

附言

夜句茂多幾、伊都毛夜御饑岐、菟磨語味爾、夜御饑杖幾俱盧、贈禮夜御饑杖廻、是則チ其ノ御歌ナリ

斬蛇獻劍號氷川

解

素戔鳴尊、天より降りまして所々を巡り、出雲國の簸之川上に到りませる時、其の處に人を呑む恐ろしき八岐の大蛇居りしかば、尊これぞ、斬り殺し給ひき、さて、尾を斬り給ふ時に、さしもの名劍たる天ノ羽々斬といふ劍の刃、少しく缺たるを以て怪み給ひて、其の尾を割りて見給へば尾の中に一の神劍ありたり、

其の劍御許に置き給ひしに、種々なる靈異の事ありしかば、後に之を、天照大御神に上獻り給へりとなり、武藏國足立郡なる氷川神社は乃ち素戔鳴尊を祭れり

附言 此ノ神劍ハ所謂草薙劍ニテ今熱田神宮ニ御鎮坐アリ

縮茅除疫稱祇園

解

素戔鳴尊、天より降りまして、備後國沼隈郡疫隅郷に到りますとき、宿を巨旦將來に乞ひ給ひしに、貸し奉らず、また蘇民將來に乞ひ給ひしかば、御受を申し、粟の莖を以て、敷物となし、粟をかききて、御饗と爲し奉る、さて、尊はそれより外國に渡り給ひ、年経て歸ります途に、再び彼の家に宿り給ひき、

て、其の夜疫病大に流行して、蘇民の家を除く外は、皆禍にかゝりしかば、尊始めて御名を御名乗遊ばされて、吾は是素戔鳴尊なり、後世疫病あらば、汝の子孫茅輪を以て腰に著くべし、とすれば其の禍を免れむと、仰せられしことなりと、山城國京都市に鎮り坐す、八坂神社は則ち素戔鳴尊を祭り、維新已前は祇園の社と號す

龍田兩神是風伯

解

兩神とは、天御柱命、國御柱命、なり亦の御名は、志那都比古神、志那都比賣神、と稱し風伯とは、風の神といふ義なり

吹撥朝霧朗乾坤

解

伊弉諾尊、吾等二人して、生める國は、霧のみ多く立ちこめて鬱陶しとして、御息を長く吹き給ひしかば、其の御息よよりて、級長戸邊命と申す御子、御生れ遊ばされ、これやかて風の神にて、此の神の御功德により天地も朗かに成りたり

久久廼馳爲木祖

草祖野槌主郊原

解

木の御先祖は、久久廼馳神、にして草野姫、は草の始祖なり、草は野に生へるを以て、草ノ神、亦野原と主宰し給ふ故に、野槌神とも稱すなり

附言 久久廼馳神、野槌神、此ノ二神ヲ併セテ、屋船神、ト號ス

滄海少童山山祇

解

大綿津見神、は滄海と主宰り給ひ、山は、大山祇神、が主宰り給ふといふ義なり

速秋津日守水門

解

速秋津日、とは、速秋津日子、速秋津姫の、二神と申せる御名にして、水門は、水の門にて水の海に注ぎ入る戸口を守り給ふ神なり

埴安是土金山金

解

壇安姫神は、土を掌り給ひ、金山彦神、金山姫神、は金を掌りたまふと云ふ義なり

罔象主潤香雷燔

解

罔象は、彌都波能賣神、にして水を掌りたまひ、香雷は、火ノ神、にましまして火を掌り給ふとなり

人生所頼在衣食

解

人間の此の世に生活するに、頼とするものは、衣物と、食物と、より大切なものはなし

保食神恩那得忘

解

されば、其の衣物、食物を掌り給ふ、保食神、の御恩徳は一日片時たりとも、忘るゝことを得べきや、否々決して忘るべからず

附言 保食神ハ伊勢外宮山城稻荷ノ社是ナリ

水分致雨救旱魃

解

水分は、天水分神、國水分神、にして水を施こし給ふ神なり、されば、此の神
雨を降らし給ひて、枯れしほみし稻の勢よく活き反るといふ意なり

大雷示威殺野蚘

解

大雷神の鳴りはたゞき給へば、蝗の振ひ落されて死するといふことなり

鎮魂八神護聖躬

解

鎮魂祭に祭れり、八神は、主と、天皇陛下の御玉體を守護り給ふ神にして、さ
て其の八神は、高御魂、神魂、生魂、足魂、玉積魂、大宮乃賀、御膳神、事代

主、是なり

附言 鎮魂祭ハ、毎年十一月ニ行ハル、神事ニシテ天皇ノ御體ヲ鎮メ奉リ玉体ノ安全ヲ祈リ
給フ祭ナリ

住吉三前濟大洋

解

住吉の三前とは、上箇男命、中箇男命、底箇男命を申して、攝津國住吉郡住吉
神社の祭神にして、海路を守り給ふ神なり

奥津彦姬是司竈 木祖稻靈守室堂

解

奥津彦神、奥津姬神は、竈の神にして、木祖、久々遲命、稻壘、豊守氣姬命、

の、二神を併せて、屋船命、と稱し奉り家と守護り給ふことなり

供御立酒鳴雷主

解

供御とは、天皇の召しあがさるものごいひ、立酒とは、水の異名なり、されば、
天皇の御料の水は、鳴雷神、の掌り給ふことなり

疫神爲厲園韓攘

解

疫神とは、禍津日神、煩主神、等の爲し給ふ禍事なり、此の神病とはやらずと
きは、園神、韓神、はその疫神の厲を攘ひ去らしめ給ふといふ、さて其の、園

神は大物主神にして、韓神は大己貴、少名彦名命、といふ

富士木華避火熱

解

富士の本宮に鎮ります、木華開耶姫命は、火災や熱病を避けのぐる、やうに守
護り給ふことなり

雲見磐長使壽長

解

雲見の淺間に鎮り坐す、磐長姫命は壽命の長かるべきと守護り給ふ神なり

附言 石長姫開耶姫ハ俱ニ大山祇神ノ御子ナリ

座摩掌井及宮地

解

座摩の祭神は、御井、また、大宮地を掌り給ふと云ふ義にして、生井神、福井神、細長井神、は御井神を三座に分けて稱へたるにて此れ則ち、御溝水神なり

附言 井トハ今ノ世ニハ堀リタルヲノミイヘド古ヘハ今ノ世ノ堀ト云フモノヲモ井トイヘリ

コ、ノ井ト云ハ皇城ノ外面ヲ周レル堀ヲ云ヘルナレ堀リタル井モ含アリ

磐扉守門道祖儼

解

榊石窓神、豊石窓神、は宮門を守り給ひ、道祖は、悪鬼等を追ひやり給ふとなり

附言 榊石窓、豊石窓、ノ二神ハ、石戸別神、ノ別名ナルヲ御靈ヲ左右ニ別ケテ祭レルヨリ

二神ノ如ク傳タルナルベシ具俱ニ座摩ノ祭神タリ、道祖ハ、八衢彦、八衢姫、久那斗

ノ三神ヲ云

耀武鹿島香取神 平定天下驅妖魔

解

鹿島は、武甕槌神にして、香取は、經津主神なり、さて、天照大御神、高皇靈神、此の二神に詔りして、葦原の中ツ國の大國主神に、其國を、皇御孫命に奉るべき由を問はしめ給ひき、よりにて、二神は、此の國に降りて、大國主神、事代主神、また健御名方神を始め、多くの神々を版順させ、また不順ぬ邪神等を征伐て、大に武威を耀し國土を平定して、其旨を復命し給ふ、爲に、皇御孫命

は何の障害もなく、安らかに天降りましとなり、故に武道の祖神として今も崇敬することなり

天鈿女命猿女祖

巧作俳優鬘女蘿

解

天鈿女命は、猿女氏の祖にして、此の神、女ながら最も御心の雄々しき御神にましまして、天岩戸隠の時に、頭に女羅を飾り、巧に事業を爲して祈禱まつられしとあり、これ則ち音楽の原となれり

大宮賣神内侍始

善言能教君臣和

解

大宮賣神の宮中を守り給ひしは、女官の始めにして、能く大御心を悦懽ならしめ、且、家々和らぎ、人々楽しむことを主り給ふといふ義なり

出雲大社大己貴

隱治幽事功績多

解

出雲國杵築大社は、大己貴、亦の御名を、大國主神と稱して、幽冥を治しめて功績多く、甚く御恩頼を戴くことなれば、殊に敬ひ奉るべきことなり

附言

杵築大社ト稱セル故ハ此ノ社ヲ造ラシメ時神々ノ集ヒテ互ニ杵築給ヒシヨリカク名ツケシナリト云隠テトハ此ノ神少彦名ノ神トカラ觀セ心ヲ一ニシ天下ヲ經營シ給ヒシカ天孫降臨ノ時退テ八十限ニ隠レ給フヲ云

又與少彦造國土

乃定藥術療民病

解

大國主神と、少彥名神と、やもに國土を修造經營まれしのみならず、後に少彥名神は、常世國に渡り、其の國土をも經營み給ひ、醫藥禁厭の方術を定めて民の病を直す道を始め給ひしとなり

神事宗源中臣職 太占灼鹿後用龜

解

神事の宗源を主れるは、天兒屋命なるを、中臣氏はその子孫なる故に、中臣の職とはいへるなり、太占は一種の方法を以て、天神の御意を伺ひ奉る事業にして、鹿の肩骨を灼きて、其のやけ様、また音のひびき等によりて、卜ひ定むることなりしが、後世に到りて龜の甲を代へ用ふるやうになりしとなり

天兒屋根輔弼任 防護天孫主祝辭

解

天兒屋根命は、皇御孫命の御殿の内に侍りて、朝夕の御仕へを申し、總ての御事柄を助け申す役にして、皇御孫命に仕へ奉りて、凶事を除き吉事を奨むるやうに防ぎ護り給ひて亦、祝詞を奏しあげたまひしとなり

太玉亦同侍殿内 奉璽班幣齋神籬

解

太玉命は、天兒屋根命と、同じく殿内に侍り、朝廷の御儀式の時に、天津御璽と申して、三種の神器の如きものを、捧げ奉りまた、御祭のために供物をわい

ち奉れる御任にましまして、神籬は日室木にて神明の祠なり

叻作宮殿矛楯笠 手置帆負彦狹知

解

手置帆負神、彦狹知神は、天の御量と申して、斧や、尺度の如きものを以て、材を伐り宮殿、及び神事用の爲に、矛、楯、笠、等を御作り遊されしことにて、此の二神は即ち工匠の御祖にして、尺度も亦これより始りしといふ義なり

菊紀若室葛根神 亦功伐材且用規

解

さて此神は、家造りに功績ありし神なるを以て、家の必用品なる木と葛とを以

て御名に負はしむ義をいふ

績麻創於長白羽 織帛起自柵機姫

解

麻を殖て青和幣を製りしことは、長白羽命の始め給ひしことにて、和幣は和なる端物のことなり、布帛の類を織りて、神衣、即ち衣類を造られしことは、柵機姫神之を始め給ふといふ

木綿濫觴天日鷲 文布權輿羽槌雄

解

木綿を始めて作られしは、天日鷲命にして、倭文則ち、編のある布帛を織始め

給ひしは、天羽槌雄神でありしなり

釣魚射鳥事代主 煮潮造籠鹽土翁

解

事代主神は、魚を釣り鳥を射るを以て遊樂とせられ、鹽土翁は、潮を煮て食鹽を造られしなり

市塵守護大市姫 商賈始祖西宮戎

解

大市姫神は、大山祇神の御女にして、素戔嗚神の御妃に坐ほして、市店の事を主掌り給ひ、攝津國西宮の戎大神は商賈の守護神といふ意なり

石凝戸邊鑄鏡祖 天之目一是冶工

解

石凝戸邊命は、岩屋戸隱の時御鏡を造り給しゆへ、是れ則ち、鑄鏡の祖にましまして、天之目一神は鍛冶の祖なりといふ

大年御年及若年 各守五穀令歲豐

解

大年神は、素戔嗚神の御子、御年神は、大年神の御子、若年神は、其御孫なり、此の三神は、稻、粟、麥、稗、豆を守護り給ひて、能く實のらしめ其の歳をして、豊に榮へしめ給ふなり

夏女秋姫久々年

皆據名義知其功

解

夏女神、秋姫神、久々年神、この三神は、皆其の御名の義によりて、其の神等の御功德を窺ひ知り奉るべし

附言

夏トハ稻ノ生ヒ繁リ成立ツヲ云フ、秋トハ稻ノ赤ラミ熟スルコトヲ云ヒ、久々年ハ莖ニテ稻ノ連リニ成長スル由莖則葉ヲ守リ給フニテ冬ニ屬スイヘリ

少彦釀酒開耶醴

押雲製鏡玉祖球

解

少彦名神は、酒を醸すことを創め給ひ、木華開耶姫命は、醴酒を造ることを始め給ひしなり、天押雲命は、始めて鏡を製り給ひ、玉祖命は、始めて球を製り

給ひしとなり

太占象兆文字源

八意思兼智慮周

解

太占の仕方は、鹿の肩骨(後ニハ熊ノ甲ヲ用ユ)を曝してうすくなし、それに、符號を爲しおき、之を焼きて、其の焼様及び音の響きによりて、その卜ふことの吉凶禍福を判断せしことなり、此の符號は即ち象兆にて正しく世に文字といふもの起原なりといへり、八意思兼神は、多くの人の思慮分別を、御一神にて兼ね持ち給ひて智慮の周く廣く坐ます神なりといふ

枉直二日與禍福

被戸四神除罪誅

解

枉津日神は、枉事を甚く嫌ひ給ふ神にて、何事にも悪事凶事等のあるときは、それに乗てますます悪事凶事を増ししむるやうに、爲し給ひ、直日神は、悪事凶事をし、善事吉事に直さんと守護給ふ神にして、祓戸の神は瀬織津姫、氣吹戸主、速秋津姫、速佐須良姫、の四神にまして、皆伊弉諾尊の穢惡を除き去らんとして、襖祓ひし給へる時に、生れましまふに、御父神の御心を受けて萬事につけ悪きを轉し善きに直むと守り幸ひ給ふ神なり

皇孫天國饒石尊

降主日本秋津洲

解

天照大御神の太子、正哉吾勝々速日天忍穗耳尊の御子、天饒石國饒石天津彦火

天壤無窮寶祚隆

國體不動萬邦首

解

瓊々杵尊は、高天原より、我大日本帝國に降臨し給ひて、天下の主となり給ふ

抑々我皇國の國體は、造化の神の詔命によりて、伊弉那諾、伊弉册の二尊、國土の限りど、修理固成し給ひ、神人萬物を生み給ひ、其の正統の御子孫、天降りまして、天地と、もに窮りなく、其の國土神人萬物の大主宰となりて君臨し給ふ、是則ち天皇陛下なり、故に此の國土の中にて、ありとあらゆる物は、一として天皇の御所有に非ざることなく、常に能く天皇は臣民を愛しみ給ひ、臣民は天皇を尊み奉りて、謳歌の聲絶ゆる事なきは、此れ皇國の皇國たる所以にして、正しく萬國に卓絶したる所なり

捧鏡起籬皇祖教

敬神撫民天皇猷

解

皇美麻邇々杵尊の御降臨の時に、天照大御神、御手に寶鏡を捧げ持ち給ひて、吾が兒此の鏡を視給はんこと、吾を視るが如くして、殿を同じくし床を共にして齋ひ祭れと詔り給ひ、又、高皇產靈尊も、吾は天津神籬を起し樹て、吾が御孫の爲に齋ひ祭るべし、汝、天兒屋命、太玉命は、此の天津神籬を持ち、葦原の中津國に降りて、吾が御孫のために齋ひ奉れと詔り給ひき、故に皇祖の御教とは申すなり、神明を敬祭し臣民を撫育し給ふことは、天皇陛下の大御謀といふ義なり

可悲百濟貢佛來

大道漸衰國無禎

解

欽明天皇十三年冬十月、今の朝鮮より佛像、經論を獻上せしより我皇國に佛法の有るは此れを以て始めとなる、故にその渡り來れる佛法は、國体を異よしたる外國の教なるが故に、我が皇國の大道の妨となりて、それが爲、大道は次第々々に衰へ行きて國內に目出たき事は少なくなり凶事のみ増來れりとなり

守屋勝海諫拜佛

忠臣反被逆賊名

解

守屋は、物部尾輿の子、勝海は中臣鎌子の子にして亦俱に忠臣たり、故に、二臣は日本の神祇に背きまつりて、外國の佛菩薩を崇むることを、廢せんといへども、蘇我馬子の宿願、政を專にして佛を好みし故、反りて逆賊の名を被て滅

したるは、實に悲しむべきことになむ

兩部習合妖妄言 誑惑世人認神明

解

兩部神道といふ、取りあはせものゝまがくしく妄りなる言説を以て、世人を誑かし惑はしめて神明の上を誣ひまつり、以て無き事をも自分の勝手なる時は有るよふにいひ、有ることをも亦無きやうにいひしことなり

異端日盛皇綱弛 神祠月衰佛刹榮

解

外國の邪教日々に盛になりゆきて、天朝の御政事それが爲に衰へたり、これ即

ち佛教が極樂地極の説を述べ、未來とのみ頼ましむるより、それを信仰するもの、現世に於ける事業を輕んじ武士道すたりて、政事の衰へたることを嘆きたるなり、故に、神祠の月々に衰へて佛寺の榮ゆるといふ義なり

皇祖入窟世常闇 不久六合再得晴

解

天照大御神、天の岩屋に入り給ひしに、つきては世の中常闇となりしが、間もなく出て給ひしによりて、天地再び清明になるとを得たり

直日降靈一矯枉 天下悉奉神祇榮

解

佛法盛さかま行ゆはれて神明の御威光ごゐこうも薄うすらきたるは、これ禍津日神の狂事まがことを爲す故
なれば、後、竟つひには、直日神の御神徳を降し給ひて、其の狂事まがことを矯め直し給ふ
とありて、天下の者悉ことごとく天地神明の御恩頼ごおんたのの忝かたじけなことを覺り、御祭事みまつりごとをも嚴重
にし事業じぎょうの上に於ても神皇の大道みち再び起り榮さかゆることあるべし穴かしこ

神徳畧述頌畧解終

謹告

神官 御装束師

并ニ 冠烏帽子類

弊店義従來裝束調進營業罷在候處各位ノ御高庇ヲ蒙リ業務日ニ隆盛ニ趣キ辱ク奉
萬謝候就テハ今般業務一層擴張仕熟練ノ職工ヲ雇聘シ仕立方充分入念且價格モ廉
直ニ調達可仕京都裝束師等ヨリハ優ルトモ決シテ劣ラザル目的ニ候間自然御用向
ニ有之候得者多少ニ不拘御用仰付相成度偏ニ奉希望候敬具
御遠方ノ御注文ニテモ充分御便利ヲ相計リ迅速ニ調達可仕候

明治三十一年七月

神道天理水口支教會御用達
裝束師 近江國水口町

自由堂

明治三十一年七月五日印刷御屆
全 年七月九日發行

非賣品

著者 藤 寅 藏
行述 人 兼

滋賀縣甲賀郡水口町大字水口第貳百〇八番屋敷寄留

印刷者 松 岡 武 夫

全 縣滋賀郡大津町大字上京第十六番屋敷大津商報社

印刷所 大 津 商 報 社

全 縣滋賀郡大津町大字上京十六番屋敷



